

障害者活躍推進計画

機 関 名	八戸圏域水道企業団
任命権者	八戸圏域水道企業団企業長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	八戸圏域水道企業団では、障がいのある職員が複数在籍しているが、各々配属先の所属長等が本人の状況等を確認し個別に職務の選定等対応してきており、大きな問題が生じてこなかったことから、組織的な体制の整備等は行われてこなかった。
目標	
①採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の実雇用率が法定雇用率以上を維持する。 ※法定雇用率 2.8%（令和7年4月1日現在） ※評価方法 毎年の任免状況通報により把握、管理する。
②定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不本意な離職者を極力生じさせないようにする。 ※評価方法 毎年の任免状況通報により定着状況を把握する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として「総務課長」を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がいのある職員の相談窓口を「総務課人事研修グループ」とし、グループウェア等により周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、障害等により従来の業務遂行が困難となるなど、職務について障害のある職員から相談があった場合は、産業医等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等所属長との面談を通じて必要な配慮等を把握・検討し、必要な措置を継続的に講じていく。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画を変更した場合は、職員に周知するとともに、公表することとする。また、本計画に基づく取組の実施状況を、年1回公表することとする。